

障がい者計画

3 基本理念

国が平成 19 年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第 1 条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(中略) 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第 2 次武豊町障がい者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第 1 次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある人が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくりを実現するため、以下の基本理念を掲げます。

みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ

4 基本目標

①地域で支えあう健康で 安心な暮らしづくり

障がいのある人が、地域において障害福祉サービス等、障害児通所支援等、保健・医療等の社会保障サービス、療育・教育等を受けて、健やかに安心して暮らせることを目標とします。

②誰もが輝き社会参加できる 元気な暮らしづくり

障がいのある人が、経済的に自立し、就労や各種活動を通じて、社会に参加して暮らせることを目標とします。



③安全で暮らしやすい 共生のまちづくり

障がいのある人が、インフラ環境、情報、防災・防犯対策等を平等に享受でき、差別・虐待が防止され、個人としての権利が守られながら暮らせることを目標とします。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

5 基本理念

第 2 次武豊町障がい者計画に掲げる基本理念を踏まえ、第 5 期武豊町障がい福祉計画および第 1 期武豊町障がい児福祉計画においては、次の点に配慮して計画を作成し、諸施策を推進します。

- ①障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②町を基本とする仕組みとサービス対象者への周知
- ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

※計画書については、町ホームページにて公表しています



第 2 次武豊町障がい者計画 第 5 期武豊町障がい福祉計画 第 1 期武豊町障がい児福祉計画 を策定しました



▶ 問合せ 役場福祉課

1 計画策定の背景と趣旨

町では、平成 12 年 3 月に「武豊町障がい者計画」を策定し、20 年 3 月に計画の見直しを行いました。見直し後の障がい者計画では「1. ノーマライゼーション思想の深化」、「2. リハビリテーション理念の推進」、「3. 心のバリアフリー社会・共生社会づくり」、「4. 生きがいを実感できる幸せ社会づくり」、「5. 「共助・互助」の精神に基づいた協働社会づくり」の 5 点を計画の基本理念として掲げ、障がい者に関する施策の展開に努めてきました。

一方、国においては、18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、その後においても「障害者虐待防止法」や「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」が施行される等、諸制度の改革が進められるなか、障がい者を取り巻く環境が大きく変わってきています。

このような動向を踏まえ、19 年度に策定した「武豊町障がい者計画（見直し後）」の見直しを行い、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進していくために、「第 2 次武豊町障がい者計画」、「第 5 期武豊町障がい福祉計画」および「第 1 期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

2 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項 目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名 称	第 2 次武豊町障がい者計画	第 5 期武豊町障がい福祉計画	第 1 期武豊町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
性 格	障がい者施策に関する 基本的な事項を定める 中長期の計画 (基本的計画)	障害福祉サービス、地域生活 支援事業の見込量と提供体制 を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービス の見込量と提供体制を確保 するための計画 (実施計画的)
計画期間	6 年	3 年	3 年
備 考	策定義務（平成 19 年度～） [平成 18 年度以前は努力規定]	策定義務（平成 18 年度～）	策定義務（平成 30 年度～）